

号外 交通安全だより

令和6年3月兵庫県くらし安全課

■高校生の交通事故発生状況 (人) 【月別】

傷者数

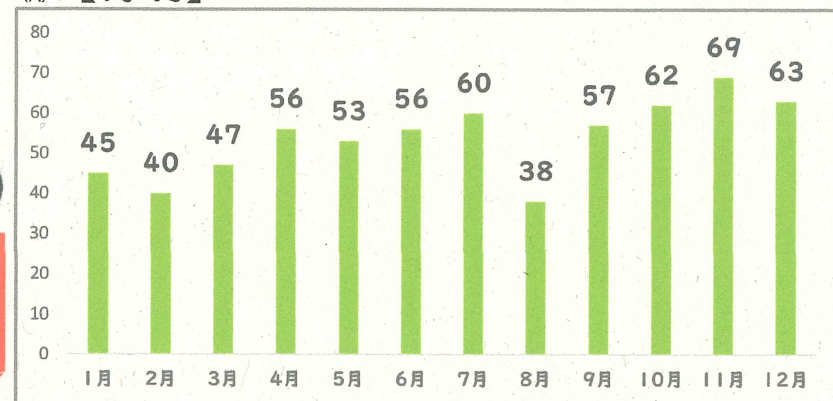
646人



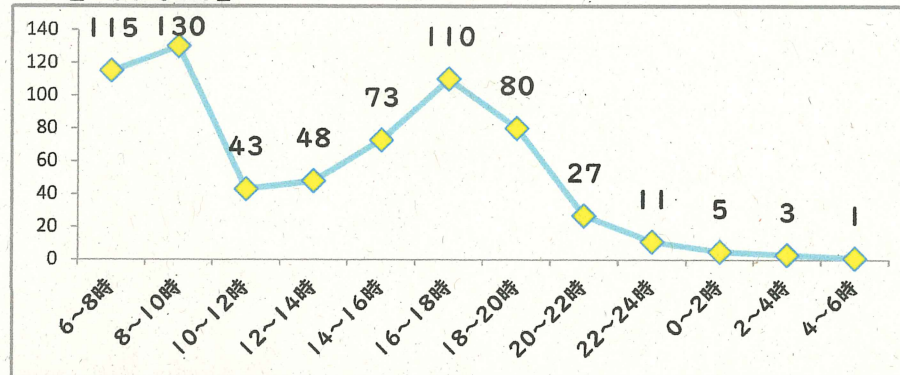
このうち、自転車乗用中の事故が

約8割を占めています

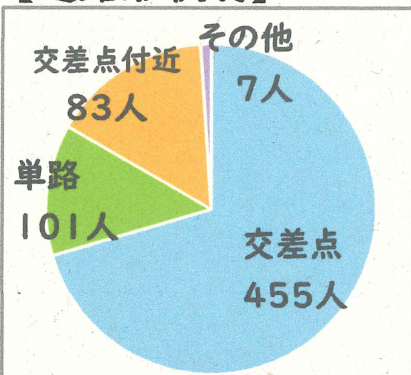
498人



(人) 【時間別】



【道路形状別】



事故でけがをした時の行動目的 (令和5年中)

- ① 登校 (220人)
- ② 下校 (156人)
- ③ 訪問 (99人)



傷者646人のうち、半分以上が登下校中の事故となっています。



登下校時は、焦ることなく、ゆとりをもった行動を心がけましょう！
また、全体の約7割が交差点で発生しています。
交差点では必ず左右の安全確認を！



いつもの道でもとまるみるまつ

交通ルールを守って楽しい春休みにしましょう

自転車ヘルメット購入応援キャンペーン実施中！



兵庫県では、自転車ヘルメットの着用促進のため、「自転車ヘルメット購入応援事業」を実施しています。
自転車ヘルメットの購入で、最大4000円相当のポイント又はQUOカードを還元！この機会に是非、ヘルメットの購入と着用を！
※ 予算上限に達しましたら、受付は終了いたします。
専用ウェブサイトをご確認ください。



自転車

守っていますか？

安全利用五則

2023年4月からヘルメットの着用が努力義務化されています！



1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、車の仲間です。
歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。
車道を通行する場合は、左側に寄って通行しましょう！

歩道を通行できる場合、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行しましょう。

歩道は歩行者優先です。
歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければいけません。



2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認してから通行しましょう

一時停止の標識がある場所や踏切などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう！



4

飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。
お酒を飲んだら運転しないでください。



3

夜間はライトを点灯

無灯火では安全確認が十分にできません。
車や歩行者からも見えにくく、大変危険です。
夜間は必ずライトを点灯しましょう！



5

ヘルメットを着用

自転車を利用する時は、事故による被害を軽減させるためにヘルメットを着用しましょう！

幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、ヘルメットを着用させるようにしましょう。

もしも、交通事故を起こしてしまったら...

自転車に乗っていて、交通事故を起こしてしまっても、落ち着いて、以下のように行動しましょう。

- ① 相手や自分にケガがないか確認！
近くの人に助けを求めましょう。
ケガがあるときは、119番通報します。(してもらおう)
- ② 歩道など車がこない安全な場所へ避難しましょう。
- ③ 110番通報し、警察官を呼びましょう。(呼んでもらう)
- ④ 親や先生に連絡しましょう。(してもらおう)



車だけでなく、歩行者や自転車とぶつかっても交通事故となります。
何もしないでそのまま立ち去ってしまうと、ひき逃げや当て逃げとなってしまうので、必ず止まって対応しましょう。

～自転車保険の加入は義務です！加入・更新忘れずに～